

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民課 住民係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	浪江町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 戸籍の表示、5 続柄、6 住所、7 住定年月日	
記録範囲	浪江町に本籍を有する者及び浪江町に本籍を有していた者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他自治体からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	犯罪歴、社会的身分、後見事項	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 浪江町総務課	
	(所在地) 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考	戸籍法、住民基本台帳法、犯歴事務規程、後見登記等に関する法律、民法、旧民法	

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日